

## 2) 東日本大震災からの復興の象徴となる国営追悼・祈念施設（仮称）

東日本大震災からの復興と象徴となる国営追悼・記念施設（仮称）は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記録と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のために設置される施設であり、震災による被害がとくに大きかった岩手、宮城、福島県の3県で計画された。

このうち、岩手県と宮城県では平成27年度（2015）から、福島県では平成30年度（2018）から事業化され、いずれも平成32年度を目途に整備が進められている

いずれも、地方公共団体（県、市町）が整備する復興祈念公園（仮称）の中に、国が中核的施設となる丘や広場等を設置することとなっており、国営部分の規模はそれぞれ数ha程度である。

### ①岩手県（場所：陸前高田市）

岩手県陸前高田市に計画される祈念公園は、もともと「高田松原」と呼ばれ国の名勝や陸中海岸国立公園（現・三陸復興国立公園）に地域指定されたり、「日本の歴史公園100選」にも選定された都市公園があった場所を中心に、津波によって壊滅した旧市街地の一部を含むエリアに計画されている。

#### ■基本理念

奇跡の一本松が残ったこの場所で犠牲者への追悼と鎮魂の思いとともに、  
震災の教訓とそこからの復興の姿を高田松原の再生と重ね合わせ未来に伝えていく

#### ■基本方針

1. 失われたすべての生命（いのち）の追悼・鎮魂
2. 東日本大震災の被災の実情と教訓の伝承
3. 復興への強い意志と力の発信
4. 三陸地域に育まれた津波防災文化の継承
5. 公園利用者や市街地の安全の確保
6. 歴史的風土と自然環境の再生
7. 市街地の再生と連携したまちの賑わいの創出
8. 多様な主体の参加・協働と交流

出典：国土交通省 HP「岩手県における復興祈念公園」



図表 空間計画、施設配置



出典：  
高田松原津波  
復興祈念公園  
基本計画

## ②宮城県（場所：石巻市）

宮城県石巻市に計画される祈念公園は、東日本大震災の津波と火災の延焼により 400 名もの方々が犠牲になった石巻市南浜地区に計画されている。県営・市営公園として整備する範囲が約 40ha あり、そのうち県営公園の中心部に国営追悼・祈念施設（仮称）を国が整備する。

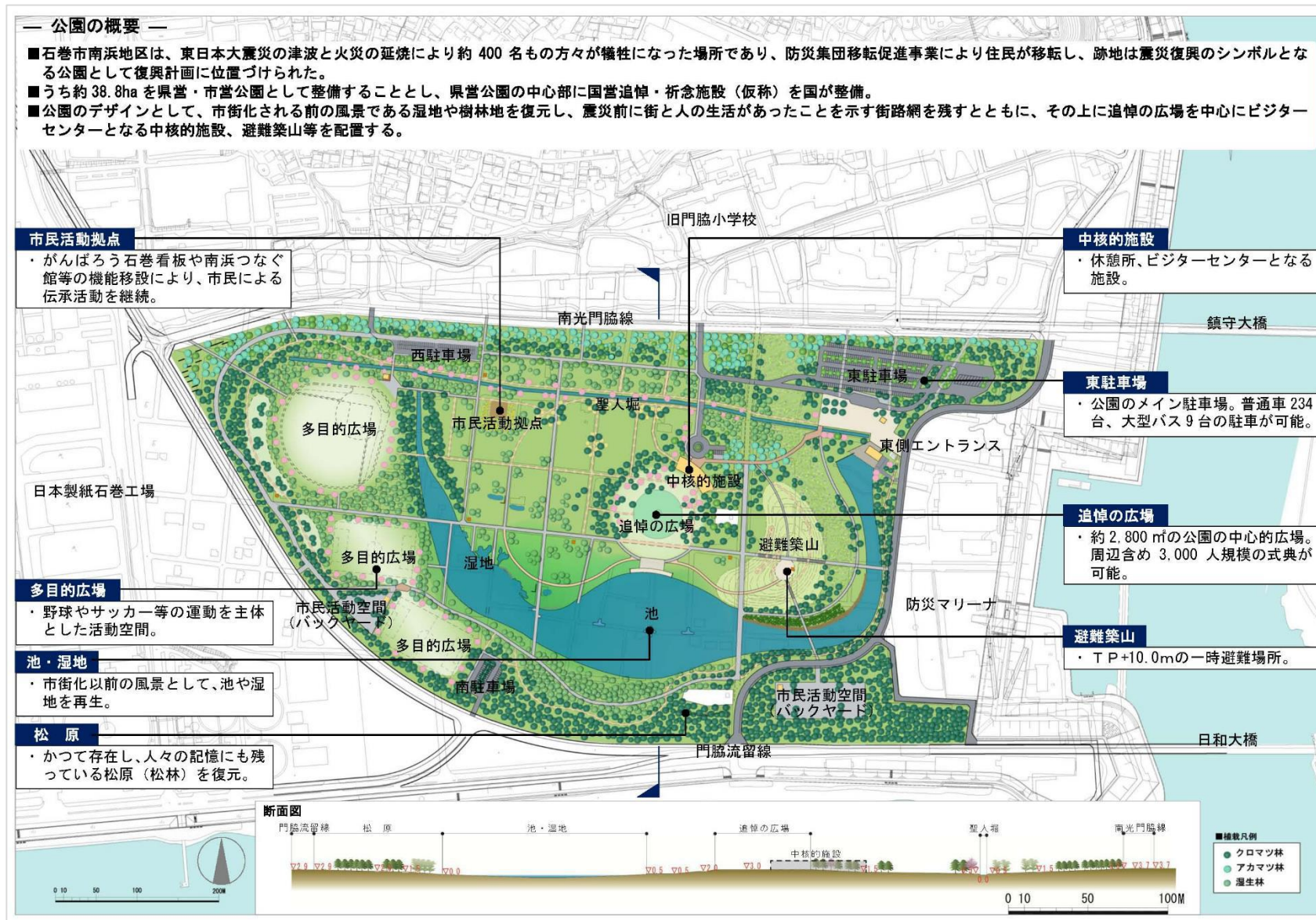
市街化される前の風景である湿地や樹林地を復元し、震災前の街と人の生活をしめす街路網を残すとともに、その上に追悼の広場を中心に中核的建築物、避難築山等が配置されることとなっている。

図表 予定地



出典：国土交通省 HP「宮城県における復興祈念公園」

図表 基本計画図



出典：  
石巻市南浜地区復興祈  
念公園（仮称）  
基本計画

### ③福島県（場所：浪江町および双葉町）

福島県浪江町とにまたがるように計画される祈念公園は、福島県が都市計画決定を行った公園区域をもとに、今後周辺地域の復興事業等と調整を図りながら必要に応じて変更を予定する約50haの範囲とするしている。

原発事故に伴う避難指示等の影響により、他の2県と比べれば検討が遅れていたが、平成30年（2018）7月に基本計画が公表された。

#### ■基本理念

生命（いのち）をいたみ、事実をつたえ、縁（よすが）をつなぎ、息吹よみがえる

#### ■基本方針

##### （1）生命（いのち）をいたむ

【東日本大震災により犠牲となったすべての生命（いのち）への追悼と鎮魂の場となる】

福島県、さらには被災地全体の追悼と鎮魂の中核的な場所として、国内外のあらゆる人々が集い、東日本大震災により犠牲となったすべての生命（いのち）への深い追悼と鎮魂の場を整備し、犠牲となった動物に思いを致す慰霊碑を整備します。

##### （2）事実をつたえる

【東日本大震災の記憶と教訓の後世への伝承の場となる】

原子力災害の教訓・知見の継承、世界への情報発信等を行うためのアーカイブ拠点施設等と連携し、震災による被害の原因となった震源方向や福島第一原子力発電所等を望み、公園で東日本大震災の被害や津波の高さを実感する場を整備します。公園では、福島県内の自治体が予定する震災遺構を活用した伝承活動と連携し、特に、次世代に切れ目なく震災の記憶と教訓を引き継ぎます。

##### （3）縁（よすが）をつなぐ

【東日本大震災の記憶と教訓の後世への伝承の場となる】

震災以前からの地域の歴史・文化を継承するとともに心を癒やす花の風景づくり等市民活動の拠点を形成し、ふるさとの記憶を想起させ、現在避難されている人々を含め人々が支え合い助け合うための心の拠り所となる場を整備します。

##### （4）息吹よみがえる

【国内外に向けた復興に対する強い意志の発信の場となる】

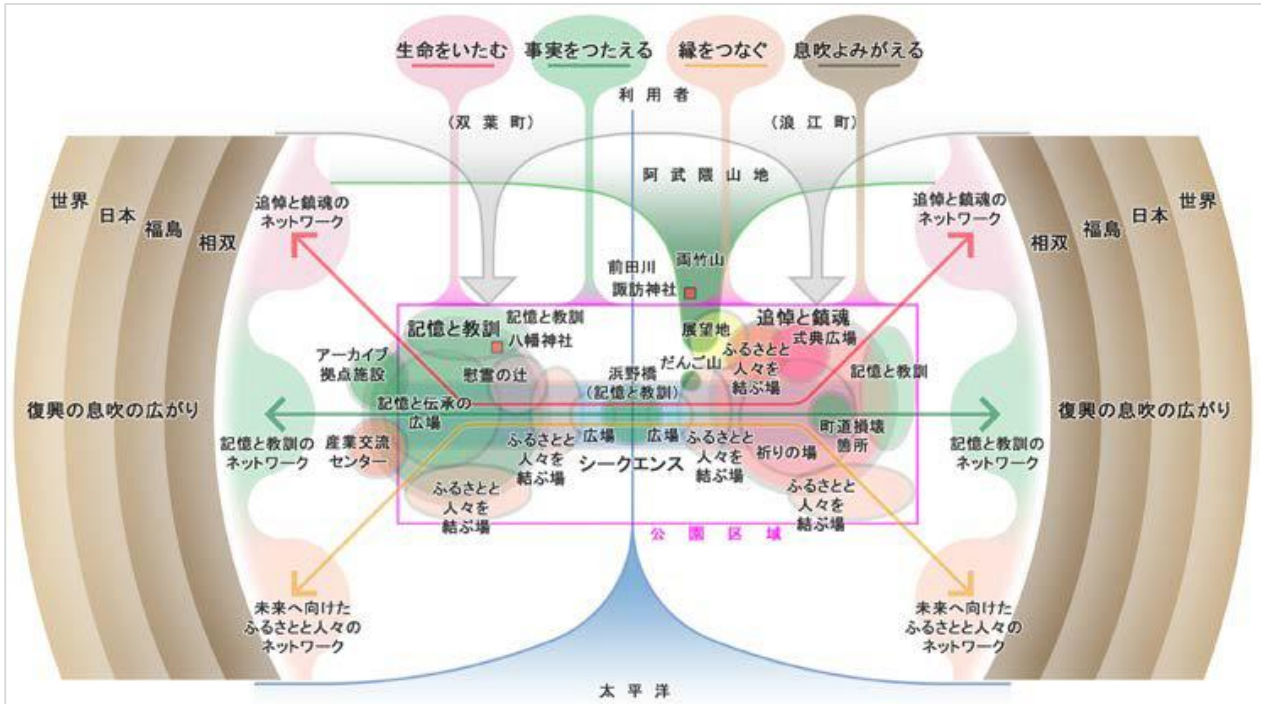
福島県における生業の再生と軌を一にして、人々がこの地域に戻り、あるいはこの地域を訪れ、地域が再生していくプロセスに関わり、国内外に向けた復興に対する強い意志と支援への感謝と併せ発信する場を整備します。

○基本計画実現のために留意すべきこと

- ・多様な主体が、地域の再生のため様々な形で参画・共同し、復興が進むプロセスを示す場を構築します。
- ・利用者の安全を確保し、安心して利用できる環境とします。
- ・基本方針をふまえ、復興の時間軸に合わせ段階に応じて公園の整備や管理を行っていきます。

出典：「福島県復興祈念公園基本計画」（復興庁・福島県，2018）

図表 空間機能の関係



出典：「福島県復興祈念公園基本計画」（復興庁・福島県，2018）

<福島県復興祈念公園及び周辺地域の空間構成>

●被災地全体の追悼と鎮魂の場

展望地から海に向かった平地部に、ふるさとと人々を結ぶ場（伝統行事の継承活動の場、被災集落の住居跡（浪江町両竹地区））、追悼と鎮魂の場（中核的な祈りの場、相当規模の式典を行うことができる場、式典等を支援する休憩施設（中核的建築）等）、中核的な祈りの場へのアプローチ空間等を設置します。

●震災の原因を知り、再生の息吹を感じる場

両竹山に、その中世城郭であった歴史を踏まえつつ尾根筋の平地を活用し、震災の原因となった海、福島第一原子力発電所の方向、公園や周辺地域の復興の状況等を眺めることができる複数の展望地を設置します。

●震災の脅威、被害を伝え、教訓を学ぶ場

当公園には、津波による被害を受けた集落において震災前の建物基礎や街路跡が存在している箇所があり、震災前の記憶を残しています。また、当公園は、避難指示区域に位置し、福島第一原子力発電所事故による避難が行われた場所です。周辺地域では東日本大震災からの復興の拠点やアーカイブ拠点施設が計画されています。アーカイブ拠点施設と連携した、震災の脅威、被害を伝え、教訓を学ぶことができる野外フィールドを整備します。

●ふるさとと人々を結ぶ場

様々な困難を乗り越える際に人々の心の拠り所、支えとなる伝統行事の練習や発表等を行うことができる、伝統行事の継承活動の場を整備します。

多くの人々が訪れ、人々の憩いと潤いの場となる花やみどりを育む場を設置します。展望地等の国営追悼・祈念施設（仮称）からの眺望には公園内の花やみどりを育む場が広がり、その場の形成には、地域の人々のみならず様々な人々が参加し、多様な主体が参画・交流するとともに、地域の人々の心の拠り所や活動の拠点となることを目指します。

出典：「福島県復興祈念公園基本計画」（復興庁・福島県，2018）





### 3) 明治記念大磯邸園

#### ①基本理念等

大磯邸園は、神奈川県大磯町に残る伊藤博文や大隈重信など明治期の立憲政治の確立等に貢献した先人ゆかりの歴史的建造物群と周辺の緑地を保存、活用し、立憲政治の歴史や意義等を次世代に遺していくための施設で、「明治 150 年」関連施策の一環として、国が地方公共団体との連携の下で設置することが平成 29 年（2017）11 月に閣議決定された。

閣議決定では、明治元年から起算して満 150 年に当たる平成 30 年（2018）10 月を目途に、一部の建物を含む区域の公開を目指すものとするとしており、実際に 10 月から約 2 カ月間、一般公開されたが、現在は、その後の整備のため、閉園され、現在、関東地方整備局国営昭和記念公園事務所により事業中である。

平成 30 年（2018）7 月からは「明治記念大磯邸園に関する基本計画検討委員会」が設置され、保存・整備・活用に向けた基本計画が検討されている。現在も検討中だが、平成 30 年 12 月に開催された第 3 回委員会での配布資料を中心に状況を整理する。

#### ■基本理念(案)

明治 150 年を迎え、国は、我が国の近代化の歩みを次世代に遺すため、「明治 150 年」関連施策を推進することとした。明治記念大磯邸園は、この施策の一環として、明治期の立憲政治の確立等に貢献した人物の邸宅や周辺の緑地などが集中する希有な場を、歴史的遺産として一体的に保存・活用し、立憲政治の確立等に関する歴史やその意義を後世に伝えるとともに、湘南の邸園文化の象徴として、文化の発信や、憩いと交流の拠点となる場を創出するものとする。

#### ■基本方針(案)

基本理念をふまえ、明治記念大磯邸園が担う役割とその実現のための取組の方向性を、基本方針として次のとおり定める。

- (1) 明治以降の立憲政治の確立等の歩みを伝える
- (2) 湘南の邸園文化を象徴する歴史的遺産を遺す
- (3) 文化の発信や憩い・交流の拠点を創出する

出典：「第 4 回 明治記念大磯邸園に関する基本計画検討委員会」資料（国土交通省，2019）

図表 位置、周辺状況等



出典：上) 大磯町ホームページより、下) 国土交通省 HP 掲載資料に一部加筆

## ②区域、面積等

大磯邸園の計画に含まれるのは、相模湾を望む海岸沿いに残る旧伊藤博文邸（滄浪閣）、旧大隈重信邸・旧陸奥宗光邸、旧池田成彬邸（旧西園寺公望邸）と、その周囲の緑地帯をあわせた約 61,300 m<sup>2</sup>の区域である。

このうち、中心となる3つの邸園が国の施設となる予定で、すでに約 5.4ha が「明治記念大磯邸園」として都市計画決定されている。

図表 計画対象区域



出典: 「第3回 明治記念大磯邸園に関する基本計画検討委員会」資料 (国土交通省, 2018)

<空間配置イメージ>

大磯邸園の空間配置は、大きく3つに分けられている。

**a. 明治以降の立憲政治の確立等の歴史や意義等を伝える空間**

- ・旧滄浪閣は、立憲政治の確立等に最も貢献した人物である伊藤博文が使用していたもので、本邸園では唯一、本邸とされていた場である。
- ・現在、伊藤博文から引き継がれた李王家の別邸を民間企業が増改築したものが残されており、長期間、未利用であったことから建物の損傷や庭園の荒廃が進み、今後、邸宅及び庭園を修復し、一体的な活用が必要とされている。
- ・旧滄浪閣を中心に、他の邸宅とも連携しながら、明治以降の立憲政治の確立等の歴史や意義等に関する資料の展示を通じて、立憲政治の歴史や意義等を学び、広く発信する空間を形成する。
- ・また、旧滄浪閣は本邸園の中心に位置していることから、本邸園のエントランス・ガイダンス空間を設ける。

**b. 邸園文化の発信と憩い・交流の空間**

- ・旧池田邸は、明治期の建物ではないものの、西洋文化が取り入れられた大正・昭和初期の別荘の姿を色濃く残す建物である。



図表 基本計画図(案)



出典：「第4回 明治記念大磯邸園に関する基本計画検討委員会」資料（国土交通省，2019）

## 2. 国家プロジェクトとする意義の整理

### (1) 背景

『普天間飛行場跡地利用基本計画』（平成 18 年，沖縄県・宜野湾市）等において大規模公園としての整備が位置づけられていた普天間公園(仮称)について、初めてこれを国営大規模公園として整備していくことを打ち出したのは、『沖縄 21 世紀ビジョン』（平成 22 年，沖縄県）である。

平成 23 年には、普天間飛行場など宜野湾市内に軍用地を所有する地主らで構成される宜野湾市軍用地等地主会から、沖縄県知事及び沖縄県議会議長に対して、国営公園誘致についての要請が出された。

『沖縄 21 世紀ビジョン基本計画』（平成 24 年，沖縄県）では、駐留軍用地跡地の有効利用の推進にあたって「返還跡地国家プロジェクト」を国に求めていくことを定めており、このプロジェクトの一つとして「平和希求のシンボル及び広域防災拠点機能を備えた国営大規模公園の整備」が挙げられている。

平成 29 年 3 月には、普天間公園(仮称)懇談会により、『普天間公園(仮称)への提言書』がまとめられ、公園計画に関わる理念や提言が示されるとともに、これが「大規模駐留軍用地の跡地利用の一環として、また我が国、ひいては国際社会の発展に貢献する国家プロジェクトとしての意義を有している」ことが謳われた。

このほか、平成 23 年 6 月の沖縄振興審議会において、委員より国営公園についての意見が出されている（次頁参照）。

以上が、普天間公園(仮称)について国家プロジェクトとして取り組む意義を考える背景として整理できる。

図表 普天間飛行場における大規模公園（普天間公園（仮称））の検討経緯

	概要
平成 22 年 3 月 (沖縄県)	「沖縄 21 世紀ビジョン」を策定 ・基地返還跡地を活用した平和希求のシンボルおよび中南部都市圏の広域防災拠点機能を備える国営大規模公園の整備を位置付け
平成 23 年 7 月 (地主会)	宜野湾市軍用地等地主会より、沖縄県知事及び沖縄県議会議長へ要請 ・国営公園の誘致について
平成 24 年 5 月 (沖縄県)	「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」を策定 ・平和希求のシンボル及び広域防災拠点機能を備えた国営大規模公園の整備を返還跡地国家プロジェクトとして国に求めていくことを明記
平成 29 年 3 月 (普天間公園(仮称)懇談会)	普天間公園(仮称)への提言書 【理念】琉球＝沖縄の歴史・文化の基盤を形成する「シマの基層」を踏まえて、「21 世紀の万国津梁」の舞台を創る 【提言概略】 ①未来に向けたアジア太平洋の平和の架け橋として、人々が自由に集い、交流し、多様な文化がつながる「21 世紀の万国津梁」の舞台を創る ②水系、緑、文化資源、絆などの重層的な諸要素を「シマの基層(風土に根差した琉球の文化)」の総体として保全・活用し、沖縄のアイデンティティを継承・発信する舞台を創る ③沖縄の固有性に立脚する自立的発展、ひいては我が国の経済発展に貢献する、世界の人々を魅了する沖縄振興の舞台を創る 【今後の展開】 (3) 国営の大規模公園への道筋の検討

【参考】沖縄の振興についての調査審議結果報告（案）（平成23年6月、沖縄振興審議会総合部会専門委員会）

#### 6. 駐留軍用地跡地利用の促進

「再編実施のための日米のロードマップ」において返還について盛り込まれた嘉手納飛行場以南の6施設は、人口、都市機能等が集中する中南部地域に位置しているため、一体的な計画に基づく跡地利用が、中南部地域の再編・活性化を図るまたとない機会となるとの期待が大きい。

一方で、沖縄県の人口増加数がやや逡減に向かう中、土地需要の見通しが不透明であり、また、跡地利用に係る地権者との合意形成、文化財調査、土壌汚染、不発弾、鍾乳洞の存在など解決すべき課題も数多くある。

現行の返還特措法（いわゆる軍転法）は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う特別の措置を講じ、もって沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的としており、この目的を達成するため、国、沖縄県及び関係市町村は、相協力しなければならないとしている。

一方、今後の大規模な基地返還跡地については、国の責任の下において、跡地利用が適切に進められなければならないとの意見がある。

跡地利用においては、一般的に、①跡地利用計画の策定、②土地区画整理事業等の基盤整備等、③住宅、公園、商業施設など施設整備の各段階があり、現在、沖縄県の中南部地域の駐留軍用地においては、地元が主体的に跡地利用計画を策定している段階にある。

また、沖縄県の中南部地域に所在する駐留軍用地の跡地利用については、沖縄全体の振興と中南部地域の適正な都市構造の実現のため、中南部地域の発展の方向性を表した広域的なビジョンに基づいて、一体的に進める必要があり、現在、沖縄県において中南部地域の駐留軍用地跡地利用に係る広域構想の策定に取り組んでいる。

こうした大規模な基地返還跡地の利用は、中南部地域のみならず、沖縄全体の振興に大きな影響を与えるものであることから、迅速かつ効果的な跡地利用を進めるため、国が果たしていくべき責務とともに、関係機関間の役割分担や相互の協力・連携等について、積極的な検討を行う必要がある。

さらに、基地返還跡地における民間投資を活用した地域開発においては、今後とも見込まれる多額の資金需要に対応するとともに、超長期・低利の良質な資金を供給するため政策金融の役割は極めて重要であり、沖縄固有の課題の一つである駐留軍用地跡地の利用促進に寄与するよう政策金融機能の活用が必要である。

【上記報告（案）】に対する池田孝之委員意見（（仮）普天間公園に関する部分の抜粋）

国営（仮）普天間公園について

（普天間公園の位置づけ）

- ・普天間飛行場は110万人中南部都市圏の中央に位置し480haの広大な面積を要する沖縄の新たな発展のための貴重な空間。既に平成18年の「普天間飛行場跡地利用基本方針」及び平成22年の「沖縄21世紀ビジョン」で大規模な（仮）普天間公園が位置付けられ、県民、地権者からの期待は高まっている。

（今後の普天間飛行場跡地利用計画の具体化推進）

- ・平成23年3月には跡地利用計画「中間とりまとめ(案)」にて100ha規模の公園を設定。しかし、国営公園としての担保がなく地権者等は不安感を持っている。

- ・今後の跡地利用計画の具体化は大規模公園建設の有無が示されない限り前に進められない状況。早い段階で国営公園としての可能性を地権者等に示す必要がある。

- ・普天間飛行場の地権者は国営大規模公園の誘致に合意している。

（将来の事業化を担保する公共用地先行取得）

- ・普天間飛行場は公共用地が極端に少なく民有地が90%以上を占めるため、将来的に必要とする大規模公共用地の確保は容易ではない。地権者数は平成8年の約2,400人から平成21年の約3,200人と大幅に増加。県外・国外在住の地権者数も増加傾向にある。

- ・県が要望している跡地利用新法においても、返還後の事業化において最も重要となる地権者の合意形成を円滑なものとし、地権者数の増加防止、県外在住者の防止を図るといった観点から、返還前の早い段階からの国の公共用地先行取得を求めている。その前提として国営（仮）普天間公園建設についての国の取り組みの意思表示が必要である。

## (2) 意義

### 1) これまでの国営公園等の閣議決定理由等

これまでに国営公園や国が設置する公共空地として閣議決定されたものの決定理由をみると、ロ号公園の趣旨の第一に挙げられる「国家的な記念事業」として整備されたものが多く、その中でも「明治100年（国営武蔵丘陵公園）」のように、我が国の時代の節目となる転換点などを記念するものと、「国際博覧会（国営沖縄記念公園）」のように、国家的な大規模行事を記念するものがある。

これらを踏まえれば、普天間公園（仮称）を国家プロジェクトとする上でも、これらに相当する記念事業としての取り組みが求められるとともに、次項で述べるような国家プロジェクトとしての価値・意義があるものと考えられる。

### 2) 普天間公園（仮称）を国家プロジェクトとする意義

普天間飛行場は、沖縄に置かれた多くの軍用地の中でも密集市街地の真ん中に位置し、特に危険性が高いといわれてきたにもかかわらず、返還が実現していない。それだけに、返還はいつそう強く平和希求と結びつき、また、本来あるべき沖縄の発展に向けての再スタートの場として強いシンボル性を有する。

「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」の基本理念にも、「駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用された後によりやく返還される沖縄県の貴重な土地資源であることに鑑み、二十一世紀における沖縄県の自然、経済、社会等に係る新たな展望の下に、沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のための基盤として、その有効かつ適切な利用が推進されなければならない。」「国は、…国の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならない。」と定められている。

まさしくそのように、未来に向けて基地跡地に建設しようとする新都市の拠点施設である普天間公園（仮称）の設置は、国家的な記念事業としてふさわしいといえる。

#### ・記念事業としての意義

戦後の沖縄は、米国統治下での様々な困難の時代ののち、本土復帰を果たしたが、その後も多くの駐留軍用地が返還されず残され続け、基地問題の解決や平和な未来の実現は、県民の強く望むところである。

戦後70年余を経て普天間飛行場の返還が実現することで、周辺市街地の危険性除去や過重な基地負担軽減が実現するとともに、駐留軍用地の存在が招いていたインフラ整備の遅れや都市構造のゆがみを是正し、広域的観点から沖縄全体の発展につながる魅力あるまちづくりを進めることができることになる。その取り組みは、戦後長期間にわたって駐留軍用地を提供してきた国の責任のもと適切に進められる必要がある。

このように、普天間飛行場跡地の返還と新しいまちづくりは、我が国にとって重要な記念すべき事柄である。その中でも、普天間公園（仮称）は極めて象徴性の高い存在であり、平和希求のシンボルとして、国営公園として整備することがふさわしいといえる。



・我が国の発展に貢献する施設としての意義

沖縄は、「アジアの玄関口」、「交流拠点」としての地理的優位性を有するとともに、固有の風土と歴史文化による魅力を有していることなどから、日本のフロントランナーとして日本経済活性化のけん引役が期待されている。

普天間飛行場跡地では、その拠点となる機能を備えたまちづくりを推進していくが、新たなまちづくりを先導する普天間公園（仮称）は、その中でも最も重要な施設であり、我が国および沖縄の発展に寄与する国営公園として整備・運営していくことが望まれる。

・国際社会に貢献する施設としての意義

交流拠点としての普天間公園（仮称）は、国際交流の振興と平和希求に資するものである。公園は、いつでもだれもが自由に集える空間であり、アジア諸国をはじめ世界から多くの人々が訪れ、様々な形での交流を育む場として拠点にふさわしいといえる。

また、沖縄のリーディング産業である観光の面においては、急増する外国人観光客を受け入れる拠点施設の充実が求められており、沖縄ならではの魅力やおもてなしを提供する場が必要であり、普天間公園（仮称）とその周辺は、それに応える対応が充分にできる場となり得るものと言える。

普天間飛行場跡地全体で構想されている研究機関や産業の誘致においても、世界の人々を魅了する環境形成に向けて公園緑地の存在は一層重要となっている。

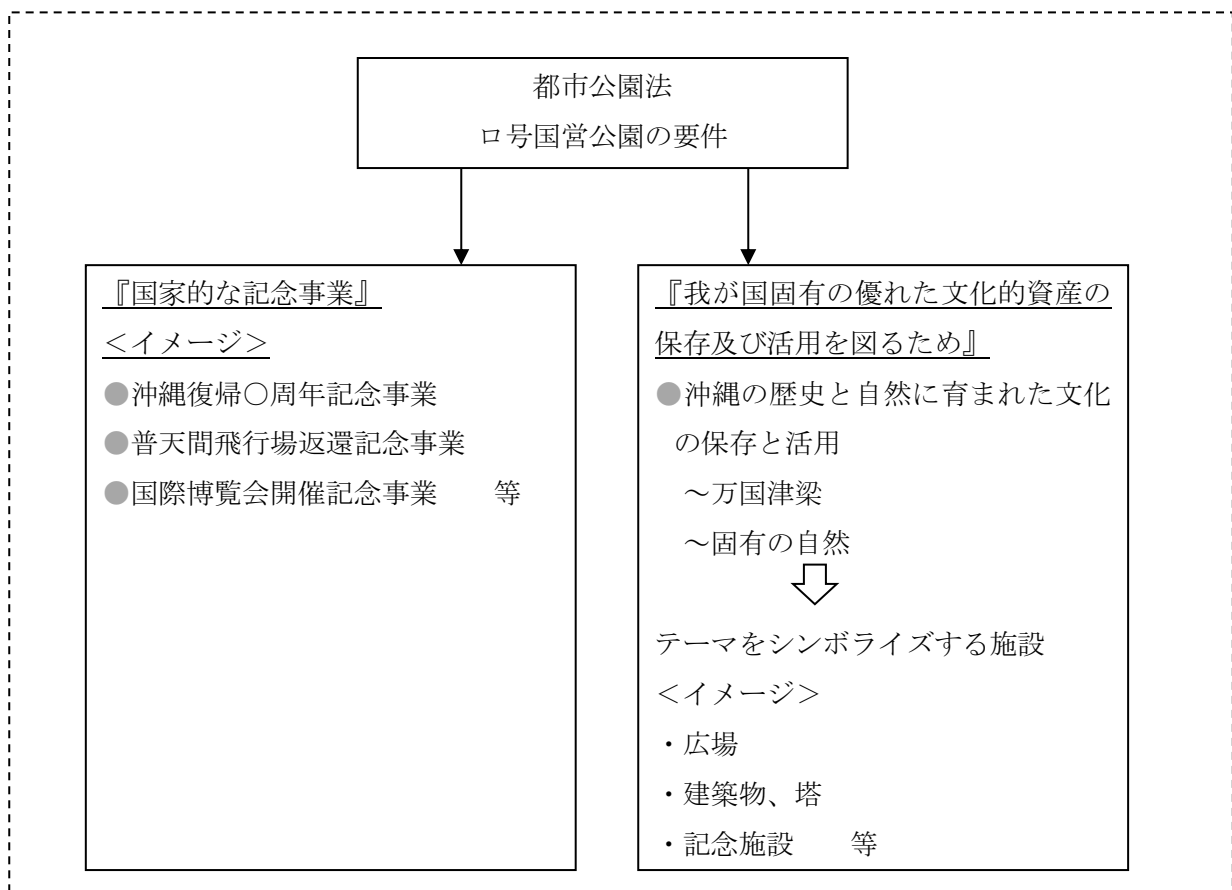
一方、沖縄全体の発展につながる新たなまちづくりから必要とされる機能として、「広域防災拠点」がある。ただし、沖縄という地理的・位置的な意味等を考えると、東南アジアを中心とするアジアに対する重要性が認識され、ここでは県内での防災拠点にとどまらず、より積極的にアジアの国際協力・貢献拠点としての役割を果たすことが重要で、その意味でも国家事業としての取り組みが必要といえる。

### 3) 国営沖縄記念公園の1地区としての位置づけ

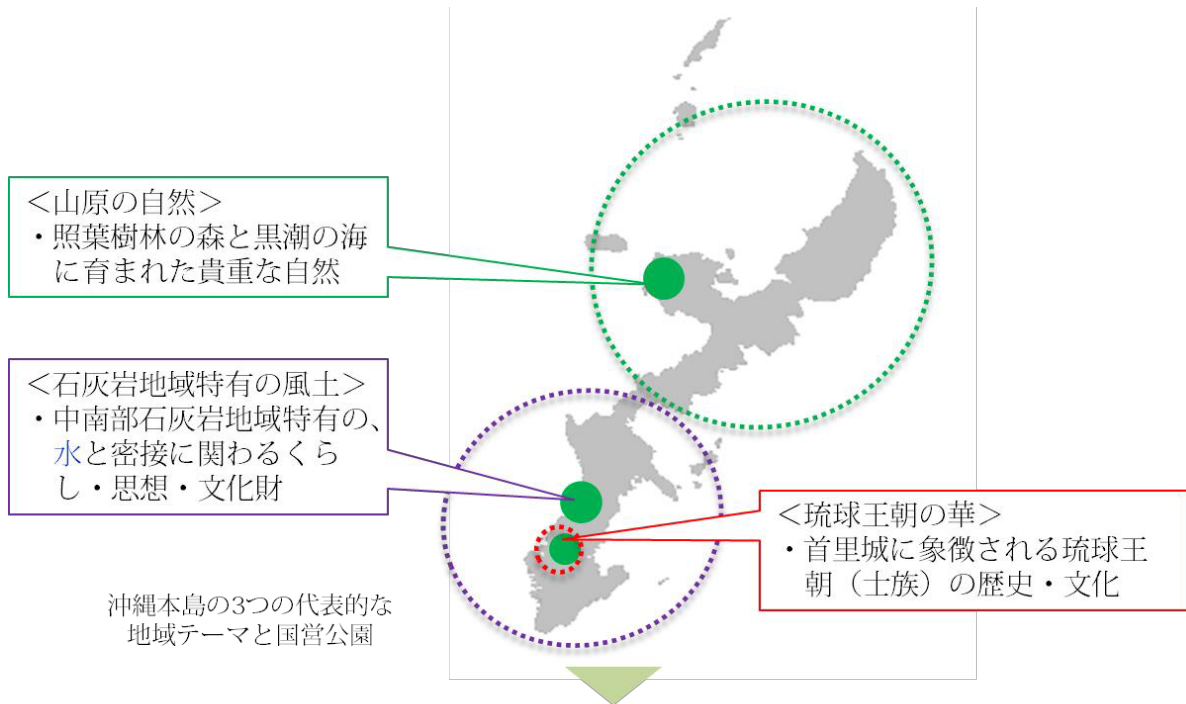
普天間公園（仮称）はロ号国営公園、すなわち「国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存および活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園または緑地」に該当することが考えられる。

沖縄県内にはすでに、海洋博覧会記念地区と首里城地区の2地区からなる“国営沖縄記念公園”があり、いずれも国家的な記念事業として位置づけられている。海洋博覧会記念地区は、本土復帰記念事業として開催された国際博覧会の跡地を公園として整備されたもので、テーマを「太陽と花と海」とし、方針には亜熱帯性気候を生かした観光振興の中核とすることなどが掲げられている。一方、首里城地区は、復帰20周年記念事業として国営沖縄記念公園に新たに地区を追加し、整備されたものであり、方針は歴史・文化の拠点となることなどが挙げられている。

普天間公園（仮称）が国家的な記念事業であれば、同様に“国営沖縄記念公園”の3つ目の地区として位置づけることが考えられる。普天間公園（仮称）は、多様な人々が集い、交流し、繁栄と平和を創る拠点であり、風土に根ざした琉球の文化を継承・発信するという意味で、国営公園の3つ目の地区のテーマとしてもふさわしいといえる。



図表 国営沖縄記念公園 3 地区の関係想定図



### 3. 国家プロジェクト推進スケジュールのイメージ

国家プロジェクトとしての大規模公園の誘致等推進スケジュールをイメージするにあたり、参考となる他の国営公園誘致等の動きについて明らかにしたものは少ない。その中でもここでは、国営明石海峡公園の誘致の経緯、誘致活動等について公に明らかにしている辰巳信哉著『神戸からの公園文化～兵庫の公園 1868 - 2000～』（2000、ブレーンセンター）の記述を参考にする。

辰巳信哉（1940－2007。元兵庫県県土整備部参事兼公園緑地課長。県退職後、(財)兵庫県園芸・公園協会常務理事等を歴任）は兵庫県庁職員として一貫して公園緑地行政部門を歩み、兵庫県の立場から国営明石海峡公園の構想、企画、誘致活動等も担当した。県退職後、明治期からおおむね2000年までの約130年間の兵庫県における公園緑地行政の全体について前記著書に著しており、国営明石海峡公園についても詳述している。それによれば、以下のように整理できる。

- (1) 昭和40年代後半から建設省近畿地方建設局（現国土交通省近畿地方整備局、以下「近畿地建」という）において、国営公園候補地選定の課題があった。兵庫県では、本州四国連絡道路の実施計画が認可された昭和48（1973）年を契機として、昭和49（1974）、50（1975）年の両年、近畿地建と兵庫県合同で北淡路地域に300haに及ぶ大規模公園設置の調査を実施した。
- (2) 昭和51（1976）年、都市公園法が改正され新たに国営公園制度が位置づけされた。イ号公園（地方圏に1箇所、地方負担求める）、ロ号公園（国家の記念となるもの、地方負担求めない）が定められ、近畿地建管内では、すでに事業着手していた淀川河川公園（＝イ号公園）、国営飛鳥歴史公園（＝ロ号公園）となり、イ号公園は地方圏に1箇所という制約のため、兵庫県としては国営公園の誘致を見送り、淡路地域の大規模公園については県立都市公園としてスタートすることとなった（昭和53（1978）年、都市計画決定、事業認可、事業着手）。
- (3) 近畿地建としては、昭和58年から再び候補地調査が始まるとともに、明石海峡大橋の事業化決定、大阪湾ベイエリア、淡路島への注目、さらには、兵庫県では昭和62（1987）年、総合保養地域整備法（リゾート法）による淡路レクリエーション・リゾート構想の策定、国の承認など、さらなる地域整備推進の機運が高まった。
- (4) 平成元（1989）年6月、近畿地建は昭和58年度から継続していた調査をまとめ、近畿圏第3の国営公園は大阪湾岸に展開することとし、当面は明石海峡大橋に関する「神淡地区」整備を提案した。同時に兵庫県も国営公園の誘致を決定したが、神戸市からは県に対して同一歩調で取り組みたいとの申し入れがあった。
- (5) 平成元（1989）年7月、国の平成2年度予算編成に対して、兵庫県、神戸市、近畿開発促進協議会（会長：大阪府知事）からの要望を開始し、12月の予算案作成に向け要望活動を推進した。
- (6) 兵庫県ではこの段階では、国家的プロジェクトである世界一の吊り橋・明石海峡大橋を記念する意味で、ロ号公園が可能と考えていたが、国の結論はイ号公園であり、既にイ号公園として淀川河川公園があり問題外とされた。
- (7) 兵庫県としては、国営公園として国内はおろか世界に誇る場所であるという信念に基づき、平成3年度の予算編成に向け、引き続き強力に要望を重ねたが、平成2（1990）年6月、国は都市公園法施行規則の改正を行い、関東と関西には2か所のイ号公園の設置が可能となった

ことから、第一の扉が開かれた。

- (8) 誘致活動の一方で、候補地を具体化する検討も進められ、兵庫県では、建設省補助による北淡路全体の大規模レクリエーション・リゾート公園調査を行い、兵庫県・神戸市合同で「明石海峡大橋周辺大規模公園基本構想」を策定した（委託先：社団法人日本公園緑地協会）。
- (9) 平成3（1991）年3月、行政側組織として「国営明石海峡公園連絡会（会長：近畿地建局長）」が、5月には民間人も参加した「国営明石海峡公園懇談会」が、7月には、市町長、議会、経済界などからなる「国営明石海峡公園整備促進協議会（代表会長：兵庫県知事）」が相次いで発足した。
- (10) 平成3（1991）年8月、近畿地建が事業化に向けた調査費を平成4年度予算で要求する方針を記者発表した。これにより、国、兵庫県、神戸市の不退転の体制が確立し、10月には三者による「明石海峡公園（仮）基本構想及び周辺地域計画」策定に着手し、検討委員会（委員長：三好勝彦（財公園緑地管理財団専務理事））も発足した（委託先：社団法人日本公園緑地協会）。
- (11) 平成4（1992）年、これまで同様、兵庫県、神戸市が中心となり積極的な要望活動を展開するとともに、近畿地建では「明石海峡周辺地区大規模公園調査」（基本構想レベル）が国の直轄調査としてスタートした。なおこの年、兵庫県よりも先に要望活動が展開されてきた佐賀県の国営吉野ヶ里歴史公園の着工が認められた（ロ号公園）。
- (12) 平成4（1992）年6月には、明石海峡大橋の両岸にまたがる2眼構造で神戸側・淡路側各200ha強、合計450ha程度の構想がまとまり、8月下旬、建設省の概算要求に整備着手がまとまり記者発表された。10月には例年、日比谷公会堂で開催されている「都市緑化・都市公園整備促進大会」会場で、国営明石海峡公園着工キャンペーンを行い全国の参加者に理解を求めた。また、これらの甲斐あって、12月上旬の全国都市公園整備促進大会では、国営明石海峡公園の着工が建設省の平成5年度予算の主要項目に掲げられた。12月下旬の都市公園関係予算報告会が赤坂プリンスホテルで行われ、大蔵原案に盛り込まれたことが報告され、都市公園関係者に対して、兵庫県知事、神戸市長から謝辞が述べられた。

出典：辰巳信哉著「神戸からの公園文化～兵庫の公園1868-2000～」(2000、プレーンセンター)

pp. 141-142, 266-272

辰巳は、前記著書で、国営明石海峡公園のその後の事業上の建設省との調整、事業進捗上の課題、淡路地区・神戸地区それぞれの都市計画決定等手続きの状況、また、淡路地区については、国際園芸・造園博「ジャパンプローラ2000」の会場として、兵庫県が国の「特別協力」を受けたことなども紹介している。

また、以上を経年的に整理すると、次頁の図表のとおりである。

図表 国営明石海峡公園誘致要望の経緯と事業化までの流れ

年月	内容等
昭和49、50年度	建設省近畿地方建設局、兵庫県合同で大規模公園調査実施(淡路島全島からの適地選定、300haの基本構想)
昭和51年	都市公園法の改正により、国営公園が制度化。近畿では、淀川河川公園がイ号国営公園に決定。当面、兵庫県でのイ号国営公園の採択が不可能となる
昭和52年度	兵庫県としては、県立淡路島公園として計画決定(面積82.6ha,昭和53年3月3日)、事業認可(面積50ha,昭和53年3月15日)、事業着手
昭和61年	本州四国連絡道・明石海峡大橋着工
平成元年7月	兵庫県、神戸市、近畿開発促進協議会(会長:大阪府知事)から国への要望(スタート)。この段階では、兵庫県としては国家的プロジェクトである明石海峡を記念する「ロ号国営公園」としての考えも持ってスタートした
7月～12月	兵庫県、神戸市とも、平成2年度の国の予算に国営公園の設置を要望
平成2年6月	都市公園法施行規則改正により、関東と近畿に2巡目の「イ号国営公園」が可能になった
7月～12月	兵庫県、神戸市、近畿開発促進協議会、国の平成3年度予算に国営公園の設置を要望
12月	兵庫県・神戸市で「明石海峡大橋周辺大規模公園基本構想」策定を(社)日本公園緑地協会へ委託。基本構想検討委員会設置(委員長 三好勝彦(財)公園緑地管理財団常務理事)
平成3年3月	「国営明石海峡公園(仮称)連絡会」(会長:近畿地方建設局長)が発足
7月～12月	兵庫県、神戸市、近畿開発促進協議会、国の平成4年度予算に国営公園の設置を要望
7月	「国営明石海峡公園(仮称)整備促進協議会」(代表:兵庫県知事、市町長、議会、経済界代表等)発足
8月	近畿地方建設局、「国営明石海峡公園(仮称)」の事業化に向けての調査費要求方針を記者発表
10月	近畿地方建設局、兵庫県、神戸市共同の「明石海峡公園(仮称)基本構想及び周辺地域計画」策定に着手。作業を(社)日本公園緑地協会へ委託。検討委員会設置(委員長 三好勝彦(財)公園緑地管理財団常務理事)
12月	平成4年度政府予算案の公園事業調査費に明石海峡周辺地区大規模公園調査が認められた
平成4年4月	「明石海峡周辺地区大規模公園調査」(基本構想レベル)が直轄調査費で認められた
6月中旬	明石海峡大橋の両岸にまたがる2眼構造の公園として、神戸側・淡路側各200ha強、合計450ha程度の構想がまとまる
8月中旬	読売新聞(大阪版夕刊)トップに「明石海峡に一大公園」のみだして国営公園整備について報道される
8月下旬	建設省、平成5年度概算要求の新規事項に「国営明石海峡公園(仮称)の整備着手」を盛り込み記者発表
10月下旬	都市緑化・都市公園整備促進大会(於:日比谷公会堂)において「国営明石海峡公園(仮称)」着工キャンペーンを実施
12月上旬	全国都市公園整備促進大会において「国営明石海峡公園(仮称)」の事業着手が、平成5年度予算の主要項目の一つとして掲げられた。
12月下旬	「国営明石海峡公園(仮称)」の事業着手が、平成5年度予算の大蔵原案に盛り込まれた
平成5年4月	国営明石海峡公園の事業化
平成6年9月	国営明石海峡公園基本計画(案)の策定

国営公園等の誘致については、それぞれの国営公園の置かれている自然的、社会的状況等により全てが異なるものと思われるが、地元・地域としての国への働きかけ、官民一体となった計画づく

りや機運づくりなどには共通するものもあるものと考えられ、普天間公園（仮称）を国家プロジェクトとして推進する場合にも、一つの参考に考えられる。また、近年の他の国営公園や国が設置する公共空地の状況、ロ号公園を前提とした閣議決定の手続き等を踏まえれば、下の図表(国家プロジェクト推進スケジュールのイメージ)のような推進スケジュールが想定できる。

図表 国家プロジェクト推進スケジュールのイメージ

